

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

平成21年9月25日

条例第20号

改正 平成23年8月5日条例第17号

平成25年3月25日条例第28号

平成26年6月27日条例第29号

平成29年3月21日条例第6号

令和2年10月1日条例第27号

注 平成29年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市が策定する保健福祉に係る計画に関し総合的な検討を行うため、北広島市保健福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「計画」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画
- (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画
- (7) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進計画
(平29条例6・一部改正)

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者
- (3) 公募に応募した者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第7条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(令2条例27・追加)

(専門部会)

第8条 委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

7 第6条第1項から第4項まで及び前条の規定は、部会について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(令2条例27・旧第7条繰下・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が

定める。

(令2条例27・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている北広島市保健福祉施策懇談会(以下「既設懇談会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市保健福祉計画検討委員会の委員とみなし、その任期は、既設懇談会の委員となった日から起算する。

附 則(平成23年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第28号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において北広島市保健福祉計画検討委員会の委員である者の任期は、改正前の北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成29年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第2条第6号の規定の適用については、同号中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とする。

附 則(令和2年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。